

○財務省告示第百五十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年四月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年五月十一日
財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第一百十
回）
二 発行の根拠
法律及びその
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

五

入 募 方

入 決 定 の

イ 札 格 競 争 行

ロ 国 債 市 場

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応
募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
に よ り 発 行 一 下 一 国 債 市 場 特
別 参 加 者 第 Ⅱ 非 価 格 競 争 入 札
発 行 と い う 。

六

入 発

イ 札 格 競 争 行

ロ 国 債 市 場

財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い
て 、 額 面 金 額 で 八 千 二 百 四 億 円
財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い
て 、 額 面 金 額 で 七 百 八 十 七 億 円

ハ 特 別 参 加 場

特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年
二 募 一 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により払込金額に加えた第
十号の規定する期日に払
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{35}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合
に、前記(一)の算式により算
た金額に当該非居住者又は
税法人が適用を受けた所得
の税率を乗じた金額）を控除
することができる。

十四 初期利子

平成二十一年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還金額

平成四十一年三月二十日
額面金額百円につき百円

十七 元金

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十一年四月二十四日